

第5回 選挙区及び定数に関する在り方調査会 会議録

日 時：令和2年2月18日（火）10時00分～12時05分

場 所：都道府県会館4階407会議室（東京都千代田区平河町2-6-3）

出席委員：（8名）金井利之座長、磯崎初仁委員、岩崎美紀子委員、大橋正春委員、
加藤一彦委員、高橋秀禎委員、谷口尚子委員、原田大樹委員

出席者：（事務局）袖岡静馬政策法務監、川合将之主任

傍聴者：1名

金井座長

時間になりましたので、第5回選挙区及び定数に関する在り方調査会を開会します。
はじめに、配付資料の確認について事務局からお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局の袖岡です。お手元にお配りしている資料は、事項書と配席図をホチキス留めしたもの、資料1として第2回現地調査の報告書、資料2として中間報告（論点整理）（案）、参考資料として前回の会議録となります。以上です。

金井座長

資料についてよろしいでしょうか。

資料1の現地調査報告書については、前回の会議でその概要を報告していますので、その詳細については各自でご確認いただければと思います。

それでは、事項書の1「調査」として、中間報告（論点整理）（案）についてご協議をお願いします。前回の皆さんのご意見も踏まえて、論点整理として作成しています。はじめに、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

資料2をご覧ください。この資料は、調査会から議会に対して中間報告として報告する案として作成しています。調査会としての方向性を示すものではなく、これまでの委員の方のご意見を関連する項目ごとに整理するという形で作成しています。本日はこの案について、具体的な加筆や修正をいただくご議論をいただければと考えています。

それでは、表紙裏面の目次をご覧ください。全体の構成としては、大きく4つの項目にしています。1が「はじめに」です。2が「人口減少・地方創生時代における県議会の在

り方や果たすべき役割について」で、ここが諮問事項の前半部分に当たるところです。委員の方のご意見を踏まえて、ご覧の4つの論点に整理させていただきました。3は「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について」で、ここは諮問事項の後半部分に当たるところで、今後本格的にご議論いただく部分かと思いますが、現在いただいているご意見を整理させていただいたものです。最後に、4として「おわりに」としています。

それでは、1ページ「はじめに」をご覧ください。4段落目まではこれまでの経緯を書いています。1段落目は調査会の設置に関すること。2段落目は調査会の役割。3段落目は諮問事項について。4段落目は、調査会において令和2年2月までを目途に「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割」に関する中間取りまとめを行うこと、8月を目途にそれを踏まえた「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方」に関する最終報告を行うことを決定いただいたということ。また、本日を含めて5回の会議を開催し協議をいただき、現地調査も2回実施いただいたということを記載しています。5段落目については読み上げます。「そうした中、各委員から様々な意見や考え方の提示があり、現時点において、調査会として一定の方向性を示した中間取りまとめを策定することは困難であることから、最終報告に向けて議論を進めていくに当たっての検討課題等を示した「論点整理」として、本資料をまとめたものである」としております。

次に2ページをご覧ください。「2 人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割について」記載しています。記載の仕方ですが、まず大きな論点をお示ししたうえで、その下の四角囲みにおいて「○」で、それぞれの論点を検討するに当たっての観点を記載し、その下の「矢印」で、その観点に関連する具体的な考え方を記載するという形で整理しています。その内容としては、これまで委員の方からいただいたご意見を整理させていただいたものとなっています。ただ、資料をご覧になられた方にご理解いただきやすいように、一部言葉の言い換えをさせていただいたり、補足として説明を加えたりしています。

それでは、以下は、大きな論点と「○」を中心に説明します。2ページは、論点1として「県の役割との関係をどのように考えるか」としております。そして、その観点としては3つあり、1つ目が「人口減少の進行等に伴い、今後の県の在り方や役割がどのようになり、それによって、県議会の在り方や役割がどのようになるのかという観点から検討してはどうか」、2つ目が「人口減少の進行等に伴い、県と市町の役割が変わってくるのではないか。その際に、県議会の役割も変わってくるのかどうかという観点から検討してはどうか」、3つ目が「県議会は、「代表機能」、「行政監視機能」、「政策形成機能」を有すると説明されるが、人口減少の進行等に伴い、今後、議会においてこういった機能が重要となってくるのかという観点から検討してはどうか」と整理しています。また、枠外には参

考として、関連する法律ということで地方自治法の第2条を載せています。

次に4ページをご覧ください。論点2として「人口の地域間格差の拡大をどのように考えるか」としてあります。また、観点として「人口減少の進行等に伴う人口の地域間格差の拡大が、広域自治体の議会の代表選出の在り方、議員定数や選挙区の在り方にどのように影響するののかという観点から検討してはどうか」としてあります。参考として、三重県全体と北中部地域、南部地域の地域別の人口グラフを載せています。

次に5ページをご覧ください。論点3として「地域代表をどのように考えるか」としてあります。観点として、「県議会議員は「地域代表」であるべきなのかどうか、「地域代表」として機能しているのかどうかという観点から検討してはどうか」としてあります。また、事前にご確認いただいたものから、5ページの「制度的側面」の2つ目の矢印の記述を追加しています。6ページと7ページには憲法と地方自治法の関係する条文を載せています。

次に8ページをご覧ください。論点4として「議会の代表性をどのように考えるか」としてあります。観点として、1つ目は、「合議機関としての議会の在り方は、地域（住民）の利害・関心を代表する集まりというだけでなく、より多元的な代表の集まりであるという観点から検討してはどうか」としてあります。この部分で、「ジェンダー」という言葉を「性別」と置き換えております。ニュアンスが変わることもあり得ますので、この点も含めてご協議いただければと思います。観点の2つ目は、「代表性や多元的な利害の反映状況の検討に当たっては、政治的・行政的・社会的・経済的・文化的な実態を踏まえる必要があるという観点から検討してはどうか」としてあります。3つ目は、「現行の選挙区制を前提とした際に、どのように多元的な利害・関心をバランスよく反映できる代表を選出することができるのかという観点から検討してはどうか」としてあります。4つ目は、「多元的な利害・関心をバランスよく反映するために、議会運営の在り方や議会以外での代替的な代表の手法は考えられないかという観点から検討してはどうか」としてあります。

次に11ページをご覧ください。「3 三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について」としてあります。その下の部分を読み上げます。「第1回調査会から第5回調査会では、「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割」を中心に議論を行ったが、その中で、「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方」に関する意見や考え方も提示された。「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方」については、今後あらためて議論を行うものであるが、現時点での委員意見について、次のとおり整理する」としてあります。そして、「(1) 公職選挙法について」、「(2) 一票の平等性について」、「(3) 選挙の実効性・競争性について」、「(4) 選挙制度と県の政策決定との関係について」と整理しています。

最後に13ページをご覧ください。「4 おわりに」として、「調査会では、これまで諮

問の前半部分の「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割」を中心に議論を行ってきた。なお、県議会を取り巻く課題としては、地域ごとに異なる程度で進みつつ、全体としても生じるであろう「人口減少」だけではないと考えられる。課題の設定によって、県議会の在り方等の検討に影響を与える可能性があることから、「人口減少」に焦点を当てながら、それに留まらず幅広く議論を行ってきたものである。今後、中間報告（論点整理）を踏まえて、さらに議論を深めていくとともに、最終報告の策定に向けて、後半部分の「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方」について、本格的な調査を進めることとする」としています。以上です。

金井座長

ただいまご説明のとおり、資料2は最終報告に向けて検討課題を示した論点整理ということです。「論点」と大きな「○」と「矢印」という形で、様々な意見を整理したというものであります。

調査会の後半では、論点整理を踏まえて、定数と選挙区の在り方について本格的な調査を進めていくこととなります。つまり、今後の検討項目の範囲を決めるということになりますので、論点整理として記載すべき項目に過不足はないかという観点からご意見をいただければと思います。

日程の関係から今日以降にあらためて会議を開催することは難しいので、何とか座長一任までいただけるくらいご意見をいただければと思いますので、具体的な加筆や修正のご意見をいただければと思います。

また、全体にわたる意見もあると思いますが、基本的には報告書をまとめるという意味で、個別の項目ごとに具体的にご意見をいただければと思います。もちろん最後に忘れていたことがあればご意見をいただいたら良いのですが、まずは「はじめに」から、ページごとにご協議できればと思いますのでお願いします。

それでは、「はじめに」について、いかがでしょうか。

加藤委員

これからこの論点整理について議論をして、そして修正していくと思うのですが、これは調査会から議長に出す文書の原案の原案ということになりますよね。つまり、この「中間報告（案）」は、今後「案」が取れて、「中間報告」になるわけですので、1ページの最後にある「本資料」は、「中間報告」に修正したほうが良いと思います。

金井座長

「本資料」とあるのは、「中間報告」に修正しましょう。

加藤委員

また、1ページの3行目に「令和元年6月に設置」とありますが、日付まで入れたほうが良いと思います。

金井座長

日付を入れましょう。

加藤委員

また、2段落目に「学識経験を有する者8名」とありますが、8名とは誰なのか書いておかないといけませんでしょう。

金井座長

委員名簿を付けるのですよね。

事務局（袖岡政策法務監）

はい。

加藤委員

その後の「令和元年10月に開催」といった部分の日付も必要ですかね。

金井座長

開催日程を、参考資料として付けた方が親切だと思いますので、よろしくお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

分かりました。

加藤委員

我々の内部資料ではなく、対外的に出すものですので、いつ何をやったのか分かりやすくしておく必要があると思います。

金井座長

日付も含めて、開催経過を明示しましょう。

加藤委員

「はじめに」の部分で気になったのは、そういったところです。

もう1つは全体的なことですが、三重県議会基本条例が引用されていませんので、「地域代表」の論点の辺りで、引用してはどうでしょうか。せっかく議会基本条例を作っているのですから、公職選挙法や地方自治法だけではなく、自らの条例もしっかりと引用しておくべきだと思います。そのほかの個別的なところは、後ほどお話しします。

金井座長

それでは、参考資料には、議会基本条例の関係条文を入れるということにしましょう。また、総合計画など団体としてオーソライズされた資料についても、引用できるものがあれば、掲載していけばよいでしょう。

原田委員

最後の段落の「中間取りまとめを策定することは困難であることから」という部分ですが、ネガティブな表現で、やむを得ずこうしましたというように読めます。そうではなくて、「現時点で急いで結論を出すと後半の検討が不十分になるおそれがあるので、現時点では論点整理を示す」というような書きぶりにはどうでしょうか。

もう1点は、それぞれの「矢印」には相互に矛盾するものがあります。ですから、この「矢印」は各委員がこの調査会で出した意見であるということを明示した方が良いのではないのでしょうか。つまり、「矢印」は相互間に意見の調整はしていないということをはっきり言わないと、県民の方が読んだときに、なぜ矛盾した意見が書かれているのか分からないのではないのでしょうか。

金井座長

1つ目のご意見は、「策定することは困難である」という書き方ではなく、「後半の検討より豊かにするために急いで結論を絞り込まない」といった書きぶりにするというものです。

また、2つ目のご意見については、1つ目とも連動していると思いますが、「矢印」で書いていることは、調査会で出た多様な意見を幅広く記載しているということで、今後の調査会での検討の素材、また、議会に対しても議論の素材なるということでしょう。結論を出すのではなくても、検討や議論の素材を出すことも十分に意味のあることだと思います。

す。

「矢印」は委員の多様な意見であって、今後さらに議論を深めるためのものであるという「矢印」の意味を明示しましょう。

谷口委員

原田委員がおっしゃったことに私も賛同します。この調査会の議論は、何か急いで結論を出すものではなくて、フラットに議論するものだと思います。ですから、最後の段落は、「調査会としてこれまで提示された意見を整理して取りまとめたものである」というようにフラットに書くのが良いと思います。

金井座長

ほかにはよろしいですか。それでは、1ページ目はよろしいでしょうか。また後でお気づきの時にご意見をいただければと思います。

次に、2ページから3ページ目の論点1については、いかがでしょうか。

磯崎委員

論点の柱は、前回の会議で確定したのでしょうか。

金井座長

確定はしていません。

磯崎委員

確定していないのでしたら意見をさせていただきたいと思います。論点1は、「県の役割との関係」とあります。県議会と県の役割との関係という意味かと思いますが、論点1は、あくまでも人口減少時代の「県の役割をどのように考えるか」ということではないでしょうか。これには地域間の均衡を図るということも含まれると思うのですが、あくまで、論点1は「県の役割」に限定してはどうでしょうか。

そのうえで、論点2は「県議会の役割をどのように考えるか」として、ここに3ページの「○」に書いてある内容を書いてはどうでしょうか。その方が分かりやすいのではないのでしょうか。

金井座長

論点1は「県の役割をどのように考えるか」として、3ページの「○」は新論点2とい

う形で、「県議会の役割をどのように考えるか」にするということでしょうか。そうしたときに、現在の4ページの旧論点2と新論点2の順番はどう考えるべきでしょうか。

磯崎委員

新論点2の中身としては、現在の3ページの2つの「○」と4ページの「○」になるのではないかと考えています。

金井座長

分かりました。新しく論点を増やすのではないということですね。

磯崎委員

そうです。論点を増やす必要はないと思っていまして、論点1を「県の役割をどのように考えるか」、論点2を「議会の役割をどのように考えるか」、論点3を「地域代表をどのように考えるか」、論点4を「議会の代表性をどのように考えるか」としてはどうかということです。

金井座長

分かりました。ほかの委員の方のご意見も伺いましょう。

岩崎委員

磯崎委員と同じ考えで、論点1は「県の役割」にしてはどうかと思います。人口減少・地方創生時代において、県の役割が変化するのではないかということを書いてはどうでしょうか。そして、論点2は「県議会の役割」について書いてはどうでしょうか。

また、「議会の代表性」はより一般的な議論だと思しますので、これを論点3としてはどうでしょうか。つまり、今の論点3と論点4は入れ替えてはどうでしょうか。

金井座長

論点4の「議会の代表性」の議論が先にあって、その一部として論点3の「地域代表」の議論があるということでしょうか。

岩崎委員

そうです。「議会の代表性」はとても重要な議論ですので、その議論をした後で「地域代表」の議論をした方が良いと思います。

金井座長

一般論・総論から個別論・各論に入っていた方が良いということでしょう。ほかにはいかがでしょうか。

磯崎委員

形式的なことで、それぞれの意見の冒頭が「矢印」になっていますが、これですと、だんだん論理的に議論が進んでいるという誤ったイメージを持たれるのではないのでしょうか。「矢印」ではなく、「・」くらいにしてはどうでしょうか。「矢印」ですと、前の「矢印」を受けて論理が展開してるように誤解されるのではないのでしょうか。

金井座長

現在の「矢印」は、「○」から並列的に枝分かれした意見という意味で使っているのですが、「矢印」の順にロジカルに議論が進んでいって、最後の「矢印」が結論であるといった誤った印象を与えかねないということでしょう。「矢印」を「・」にしてはどうかというご意見です。

加藤委員

「矢印」で表現されているのは各委員の意見であるということを最初に明示するのでしょうか。

金井座長

原田委員からもご意見がありましたのでそのことは明示するのですが、「矢印」では見た目の印象として誤解を与えるということでしょう。

加藤委員

各委員の問題提起としてこういった意見がありましたという整理になるのでしょうか。

金井座長

そうですね。ただ、各委員というよりは、調査会としての多様な考え方を幅広く挙げているということで、委員の個別意見ではないと思います。調査会として論点出しをして、それを共有しているということでしょう。

高橋委員

論理的な流れを書くということは難しいですが、少なくとも、人口減少について触れているとか、行政分野について触れているとか、何らかのある程度の区分はできると思います。ですから、できるだけ同じようなものは同じところに書くという整理をしていただきたいと思います。

金井座長

それぞれの意見の順番は整理しましょう。なるべく近い意見、近いテーマでまとめるということです。

谷口委員

いろいろな整理の仕方があると思いますので、それは事務局の方をお願いしたいと思います。各委員の意見をそのまま書いていただいている感謝していますが、たしかに読む人にとっての整理は難しいかもしれませんので、テーマごとに整理するのは良いと思います。

それから、先ほど磯崎委員や岩崎委員がおっしゃられたように、「県の役割」、「県議会の役割」、そして「県議会の代表制の在り方」というように整理すると、非常に分かりやすいと思いました。その上で、各委員の意見ですから仕方がない部分もありますが、「矢印」に書いている内容が、そもそもの役割という話と今後どうなるかという話が混在して書かれているように思います。例えば、そもそも県の役割はこうだけれども、人口減少・地方創生時代の中でこういう役割が追加されるのではないかというような、そもそもはどうであるという一般論としてのリード文があれば良いのではないのでしょうか。

金井座長

そもそも県の役割はこうであって、人口減少時代にはこうなるだろうというような書き方を、1つの「・」の中で書くのか、「・」を分けて書くのかということはあるでしょう。例えば、2ページの一番下では、一般論として「広域」「連絡調整」「補完」の事務があると書いた上で、さらに、人口減少に伴ってそれがどうなるのかという、2つのことが1つの「・」に書かれている。そうしたことを1つ「・」で書くのか、最初にそもそも的一般論を書くのが良いのかということでしょう。

岩崎委員

先に一般論を書いた方が分かりやすいと思います。

金井座長

論理的にはその方が分かりやすいでしょう。そうすると、例えば最初に、地方自治法上3つの機能があると書いておいて、その後に、人口減少時代においてその3つの機能がどのようになるのかを書くということでしょう。

ほかにはいかがでしょうか。今後の議論を縛るおそれがあるというものや、ほかにも載せたほうが良い意見というものがあれば、ぜひお願いします。

岩崎委員

2ページの下から2つ目の矢印で、「三重県で策定している総合計画等を前提に」とありますが、なぜここだけ「三重県」と出てくるのでしょうか。「県の役割については、総合計画等を前提に」と書いても良いのではないのでしょうか。

金井座長

この報告書は、都道府県一般の議論をしているのか、三重県のことを議論しているのかということでしょう。私は三重県の議論をしていると考えていますが、どうでしょう。

高橋委員

私も三重県の議論をしていると考えておりました。県によって状況は様々に異なりますので、それをこの調査会に持ち込むのは難しいと思います。

金井座長

そういう意味では、「県」というのは実質的には「三重県」を意味するので、したがって、「県で策定」と書けば、それは「三重県で策定」ということになるでしょう。ですから、「三重県で策定している」の「三重」は削ってしまうということですね。この報告書の「県」というのは「三重県」を示しているということによろしいですかね。ほかにはいかがでしょう。

高橋委員

論点2を「県議会の役割」として書くことには賛成しますが、現在、県議会の役割について触れているものがあまりないような気がします。県議会の役割は議論の要だと思いますので、もう少し膨らませることができればと思います。

金井座長

3ページの1つ目の「○」は、県と市町の役割の変化を書いている、それと連動して県議会の役割のことを書いています。県と市町の役割の変化ということも重要ですので、これを全て新論点2の「県議会の役割」に移動させて良いのかということもありますね。切り分けて書くということもあり得るかもしれません。論点1の「県の役割」の中で、そこに「県と市町の役割の変化」という「○」を作って、それを踏まえて県議会の議論に関係する意見を論点2に書くということもあるかもしれません。

昔、東京都が基礎的自治体の時代に東京都議会で行われたことですが、東京都議会が同時に市議会の役割を果たさないといけないという議論もありましたが、県と市町の役割が変わることによって県議会の役割も変わるだろうということですね。

谷口委員

全体として振り返るとこうなるのかと思ったのですが、2ページ、3ページ目の全体のロジックが、人口減少・地方創生においては県の役割が変化するだけではなく、大きくなるかもしれないということを内在しているように感じられます。そして、県議会議員の重要性も変化する、あるいは高まるというようなロジックを感じまして、それでいいのかどうかというのを確認させていただきたいです。

また、現在総務省で「地方議会・議員のあり方に関する研究会」が報告書の作成を目指していると思います。そこではどういう流れを想定しているのか参考にするということもあると思います。都道府県の役割がどうなっていくのだろうかということに関して、想像できないところがありますので、この研究会でストーリーまで描かなくても一般論で考えれば良いと思いますが、そういった研究会の議論も参考にできるのではないかと思います。

金井座長

全体のトーンとして、今後県の補完機能が高まるのではないかとということまで、県としてある程度オーソライズされた方針や暗黙の了解があるのでしたら、調査会はその考え方に乗って良いとは思いますが。しかし、団体としての県の在り方を考えるのは県議会の仕事だとすると、調査会としては、県の役割は大きくなるかもしれないし、小さくなるかもしれないけれど、そうした県の役割を考えられる県議会でないといけないでしょうということ留めるということはありません。つまり政策的中立性ですね。

それから、前回は議論になりましたが、道州制のことまで考えると、そもそも県があるかどうか分からない。そして、そういった決断を県議会がしなければならないという場面が出てくる可能性もある中で、県の役割について大きくなるというふうに、調査会あるいは三重県として言ってしまってもよいのかということでしょう。

加藤委員

谷口委員が言われたことに関連するのですが、人口減少社会と同時に超高齢社会になりますよね。そうすると、普通に考えると県への依存というのは高くなって、県が公共を引き受けないといけないので、県の役割は今よりも大きくなるように思います。そして、それだけ県の行政の幅が広くなればなるほど、県議会は県の執行部に対する監視機能をしつかりと持っておかないといけなくなると思います。

ですから、人口が少なくなるから県の仕事が小さくなるということにはならないと思います。地域間の人口バランスが悪くなって、住民の福祉厚生について基礎的自治体だけでは対応できなくなることが想定できますので、県の役割は大きくなるのではないのでしょうか。

金井座長

そういった考え方はかなりあると思いますが、調査会としてオーソライズして良いのかどうかということでしょう。

加藤委員

人口が少なくなるといったときに、だから県の仕事も小さくなるというようなイメージを持たれると困るのではないのでしょうか。

金井座長

この調査会でコンセンサスがあるのであれば、基本的には県の役割は大きくなるという趨勢で書いても良いですし、それを決めるのは県議会の仕事ですからア priori に書くべきではないという考え方もあるでしょう。加藤委員がおっしゃるように、県の役割が大きくなる可能性はかなりあると思いますが、実際にその方向性を決めるのは県議会であって、我々の仕事ではないのではないのでしょうか。

加藤委員

要は、今後公共をどこまで県が引き受けるのかということでしょう。個々人で対応してということもあり得ますが、やはり人間の生存に関わっている部分ですので切り離せない部分もあるでしょう。

金井座長

実際、国保県営化というのは、簡単に言えば県の役割が大きくなったと言えることなの
でしょうね。

原田委員

3ページの1つ目の「矢印」は私の発言ですが、発言者の意図としては、あくまでも「可
能性」があるということですので、大きくなると言い切ったわけではありません。加藤先
生がおっしゃったように、大きくなる方が可能性として高いというのは同感なのですが、
可能性という表現ですので、この調査会として大きくなると断言したわけではないと思
います。

金井座長

人口減少で県の供給能力も下がるので、様々な行政分野で民営化しようという議論もあ
り得なくはないですね。

原田委員

あるいは、圏域ガバナンスとかですかね。

高橋委員

インフラなどのハード面については、人口減少に伴って縮小していくのではないかと
いう観点もあります。ですから、サービスの部分とそういったインフラ整備というのは、切
り離してして考えなければいけないと思っています。インフラについては、広域化で集中
的にやっっていこうというような発想もあります。ですから、行政の質が様々に変わってき
ているのではないかということはいえると思います。

金井座長

可能性があるという話と、大きくなる傾向がありそうだという話とを整理する必要があ
るでしょう。それから、事業によって変わるとなると、それはまさに県議会で考えるべき
ことということですね。

岩崎委員

ここでいう県というのは執行部のことでしょうか。

金井座長

私は執行部ではなく「団体としての県」と理解しています。つまり、執行機関である知事等執行部と議事機関としての県議会とを包括する団体です。

岩崎委員

そうだとすると、県のマネジメントをやる執行部の役割が大きくなるにせよ小さくなるにせよ、人口減少や市町村との問題も含めて、今とは変わってくる。そしてそのマネジメントは独任制の首長がやっている。だからこそ、県民を代表する合議機関としての議会は、それを監視する、県民の視点からチェックをするという役割が重要になると思っています。

つまり、マネジメントとデモクラシーという2本立てで考えて、マネジメントは独任制の首長がやっていて、だからこそ、議会は県民全体の視点から首長の行うマネジメントをチェックする役割が増える、そして、だからこそ合議機関としての多元的な代表ということが重要になってくるということにつながるのだと思います。

金井座長

まず確認として、論点1の県というのは、私は団体として理解しています。読者の方は県と言うと執行部のことだと思いかねませんが、そこは誤解のないようにしないといけない。

そして、2本立てという話ですが、3ページの最初の「矢印」は、団体としての県と団体としての市町との関係が変わるという話と、それから団体としての県に変化ある中で、執行機関としての県知事と合議制の議事機関の県議会の役割が変わるということを意味するのですが、それがはっきりと書かれていない。それをイメージした方がいいですね。団体としての県の役割が変わるときに、当然執行機関としての県知事の役割も変わるでしょう。そして、そのときに、合議制ないしは住民代表としての議事機関の議会の役割は変わるのかどうか、ということでしょう。報告書では、あえて二元代表制とは書いていないですね。

岩崎委員

二元代表制という言葉は使わない方がよいのではないのでしょうか。マネジメントの価値観は、どちらかというとなら効率論で弱者切り捨てにつながり得る。マネジメントの価値がすごく重視される独任制の機関と、その価値観だけではなく、県民の視点から見ることができる独任制ではない合議的な機関があるという中で、それぞれの役割も変わってきますよねということだと思います。

金井座長

それはかなり重要な違いで、二代表制というと、実は知事も県民を代表をしているということになって、知事もデモクラシーの担い手になる。

岩崎委員

そういった考え方はとらずに考えてはどうかということです。

加藤委員

人口減社会の中で県の役割が変化して、だから議会も変化しますというように、一緒になって変化していくという話ですが、私は、どのような変化があったとしても、県議会には変わってはいけない役割というのがあると思います。それが、議会の代表機能や監視機能、政策提言機能でしょう。そういうのも変わってくるという話ではないですよ。例えば、個別具体的な何らかのことがあったときには、それを合わせて、県議会では昔はこういうことをしていたけれど、今回はこういうことをしましょうということはあるのですが。本来的に持っている議会の監視機能というのは変わらないですよ。これは県議会の基本機能でしょう。どのような変化があろうとも、県議会の根本の役割はこうであって、だからこそしっかりと代表制を作りましょうということではないかと思います。

金井座長

谷口委員もおっしゃりましたが、まず、そもそも論としてどんな時代にも通底するものがある。それから、人口減少時代において変わるものがある。さらに言えば、変わらないために変えないといけないものがある。要は、人口減少社会の中では、監視機能などを維持するためには、今の選挙制度を変えないと結果的にその機能が変わってしまう、ということがあり得るわけです。つまり、そもそも論として時代を通底して変わらないものと、時代の変化によって変わっていくもの、さらには、時代を通じて変わらないために変えなければならないものという3つがあるのでしょうか。

加藤委員

例えば、人口がどんどん減少する中で、県議会議員の数を50人から45人、40人と減らしていき、それに合わせて県議会議員も変わっていきますとしたときに、県議会が持っている執行部に対する監視機能は30人でできるのですかという話になりますよね。そういうことではないと思うのですよね。

大橋委員

今の議論について言えば、3ページが一番上の「○」は、「県議会の役割も変わってくるのかどうかという観点から検討してはどうか」と書いていて、「変わる」とは言っていないですね。そうすると、「変わらないものもあるのではないか」という項目があれば良いのですよね。「県議会の基本的な役割として変わらないものがある」という項目があれば、変わることを前提とした議論をしているわけではないということになるでしょう。

加藤委員

県議会の基本的な機能をしっかりと書いておけばいいのでしょうか。

金井座長

3ページの2つ目の「○」で、『「代表機能」「行政監視機能」「政策形成機能」を有すると説明される』と書いていますが、調査会としてこの3つの機能は変わらないものだと確認し、ある程度コンセンサスがあるのであれば、「機能を有する」と書き切っても良いと思います。岩崎先生の議論では、「デモクラシー」というものもありますね。あるいは、「チェックアンドバランス」でしょうか。そういう機能は変わらないということで、調査会としてある程度コンセンサスがあるならば、そういう機能があるとして、その上で、変わるものも変わらないものも出てくるかもしれないということを書くということでしょう。

加藤委員

教科書的にいうと、団体自治と住民自治というものを実質化する方向でなければ、変えることはできないということでしょう。

金井座長

しかし、団体自治と住民自治を入れるとなると、調査会では国との関係の話ができていませんね。

加藤委員

ベースの考え方としてあるということでしょう。

金井座長

そういうことで、変わらない役割として、「代表機能」、「行政監視機能」、「政策形成機能」あるいは「デモクラシー」、「チェックアンドバランス」といったものがあるということ

とはいえるでしょう。ほかにはいかがでしょうか。

磯崎委員

県の役割として、「地域間の均衡を図る」という役割があるのではないかと思います。それは、後半の議論で非常に重要になってきます。

南部地域と北部地域の現地調査も行いましたので、そこで感じた私の意見として受けとめていただければいいと思います。そこで、この論点1の2ページの下から3つ目辺りに入れていただけないかという意見を具体的に申し上げたいと思います。「人口減少の著しい南部地域においては、地域間均衡を図る意味でも、県の産業振興、交通政策、防災などの役割が重要になるのではないか」ということです。現地調査をした実感として、こうした意見があったということで入れていただけたらと思います。

金井座長

県の役割は大きくなるという考えですね。

磯崎委員

南部地域においては特に大きくなるということです。南部地域においては、産業振興や公共交通機関といった様々な問題を抱えているということですので、少なくとも私個人としてはそういった考えです。

金井座長

今回の中間報告では、いろいろな観点があって良いでしょう。地域間均衡を図るという議論もありますし、他方では、選択と集中をしようという政策論もあるわけです。

磯崎委員

南部地域の拠点的なところに集約させるという考え方もありますね。

金井座長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、4ページの論点2「人口の地域間格差の拡大をどのように考えるか」についてご協議をお願いします。これも議会の地域間格差の話なのか、団体としての地域間格差の話なのかということはあると思いますが、今のところ議会の話になっていますね。団体としての地域間格差のことは論点1に入りますね。

加藤委員

「格差」の漢字の使い方についてですが、普通、「一票のかくさ」というときには「較差」という漢字を使いますよね。「格差」というと格が違うということになりますが、人口の地域間「格差」とするのが良いのかどうか分からないですね。

金井座長

「かくさ」の意味が、「較差」という比較の数字的な意味なのか、「格差」というランクの違いという意味なのかということでしょう。いわゆる「格差社会」というと、数量では表せないくらいの質的な違いだということでしょうね。どちらを使うのかというのは問題だと思います。

加藤委員

この調査会の資料では、これまで「較差」の方は使っていないと思います。

金井座長

今まではそうですね。

加藤委員

「一票のかくさ」というときには、やはり最高裁の判例に従って「較差」とした方が良いかなとは思いますが。ただ、難しいところで、「較差」の漢字はメディアなどではあまり使われていないですね。

金井座長

社会的には「格差社会」というときには「格差」の方を使っていますね。ただ、最高裁の判例でいうと「較差」の方が正確になりますね。つまり、資料4で現在「一票の格差」と書いてあるところは最高裁判例でいうと「一票の較差」となりますよね。少なくとも「一票のかくさ」というときには、「較差」の方を使いましょうか。逆に、「一票の較差」を是正していくと、今度は南北の地域間のランクの格差がより深刻化していくわけですね。

「一票のかくさ」というときには、最高裁判例と同様に「較差」を使いましょうか。

岩崎委員

人口の地域間格差の問題については、論点1の中で、人口減少が全体的に進む中で地域

の中の人口の違いがより広がってくるということを淡々と書いてはどうでしょうか。4ページの下にある表は、まさにそういったものですね。

それを受けて、県議会の役割という新たな論点2において、広域自治体の議会として、代表選出の在り方などにどのような影響があるのか、と続くのではないのでしょうか。ですから、4ページの下にある表は、論点2よりも論点1の方に載せてはどうでしょうか。

金井座長

通俗的には、南部地域の人口が減って地域間格差が拡大するから、南部地域の一票の価値が重くなければならないという話があります。したがって、人口減少する地方圏の定数を維持して、定数是正をしないことが結果的には一番地域間格差の変化に対応するものであるというのが、通俗的な考え方だと思いますね。

岩崎委員

そうは言いたくはありませんが。

金井座長

そうですね。それでは、一票の較差の問題で、最高裁判例では持たないと思います。

岩崎委員

エビデンスとして、全体的な人口減少の中で南部地域の人口がより減っていて、だから三重県として県土全体が重要であるのだとすると、そういった南部地域に県の施策を向けてほしいという声もある、というところまでは言えると思います。そうした中での県議会の在り方ということについては、フラットに考えるのでしょうか。

谷口委員

論点2の最初の矢印に「一般的には」と書いてありますが、おそらくご趣旨としては、例えば南北で人口差が拡大する中で一票の較差を重視して定数を是正すると、人口の少ない地域の議員数が減るということですね。必ずしも「一般的」かどうかは分からなくて、「一票の較差を重視して定数を是正すると」そうなるということですので、もう少し補足して書いたらどうかと思います。

金井座長

「一般的には」というのは、「人口比例原則に従って定数を配分していけば」というこ

とでしょう。あるいは「人口比例原則と公選法の規定に基づいて定数を是正していく」ということでしょうか。

谷口委員

そうですね。次の矢印の最初にある「人口比例によって選挙区ごとの議員定数を設定すると」ということが同じことを言っているのだと思います。定数の考え方は、一票の較差を考慮して減らすということもあり得ますし、一票の較差を考慮して増やすということもあり得ます。

金井座長

あらためて確認すると2つ目の矢印はおかしいですね。「人口比例によって選挙区ごとの議員定数を設定すると、一票の格差が拡大していく」とありますが、この場合、一票の較差は拡大していきませんね。総定数を変えずに、人口比例によって選挙区ごとの議員定数を設定しなければ、一票の価値の較差が拡大していくということですね。修正するならば、「人口の地域間格差が拡大していく状況の中で、人口比例によって選挙区ごとの議員定数を設定しなければ、一票の較差が拡大していくが、人口比例によって選挙区ごとの議員定数を設定すれば、人口の少ない地域の議員数が減るか、また同時に、合区により選挙区の面積が大きくなる」ということでしょうか。

岩崎委員

それは第2段階目の議論、中間報告の後の議論になるのではないのでしょうか。

金井座長

ロジカルにはそうなるということですので、良いのではないのでしょうか。

加藤委員

何もしなければそうなるということでしょう。

金井座長

そうですね。人口比例原則によれば人口の少ない地域の議員数は減りますよねという中立的なシミュレーションの話です。

岩崎委員

そうであるならばいいです。

谷口委員

何もしなければ、一票の価値は重くなるということですよね。

金井座長

そうですね。人口が減っていくのに定数をそのままにすると、一票の価値は重くなりますね。

谷口委員

そして、一票の較差を重視して定数を変えると、人口の少ない地域の議員数が減る。

金井座長

人口の少ない地域の選挙区の定数を減らさざるを得ないのでしょう。

谷口委員

そういったことが、「一般的には」という文言の行間に入っているということですね。

金井座長

議員定数が減ると一部の地域の代表機能が弱くなるということも、本当にそうなのかということもありますが、なるかもしれないということで書いています。

この部分は、地域間格差という議論と一票の較差の議論はベクトルが逆に作用しているので、うまく書かないと誤解を招きかねないですね。

加藤委員

経済格差のことなのか、一票の較差のことなのか分からない。

金井座長

この辺りは少しくましく書いてみましょう。4ページ目は、ほかによろしいですか。

次は5ページ目の論点3「地域代表」の問題ですが、これは論点4になりますので、先に8ページの「議会の代表性」について協議しましょうか。この部分もいろいろな意見がしっかりと書かれていれば、それぞれの意見が相互に矛盾していてもいいでしょう。

最初に、事務局からコメントがあったことで、「ジェンダー」を「性別」に変更したと

いうことでしたが、いかがですか。

岩崎委員

「ジェンダー」の方が良いのではないのでしょうか。

原田委員

意味としてはそうなのでしょうが、「ジェンダー」としたときに、一般の方が分かるのでしょうか。もし「ジェンダー」と使うのであれば意味を書いてはどうでしょうか。

金井座長

意味を書くというのも難しい気がします。

岩崎委員

「性別」と書くと差別的と思われることもあるので、「ジェンダー」と書いた方が良いと思います。

原田委員

ご趣旨はそのとおりと思います。ただ、読み手、県民が「ジェンダー」と聞いて意味が分かるのかどうかという問題意識です。

金井座長

今の時代でしたら検索すれば意味はすぐ出てきますからね。事務局として「ジェンダー」という言葉を使いたくないということがあるのでしょうか。

事務局（袖岡政策法務監）

使いたくないというわけではなく、一般の方が見たときにより分かりやすいのではないかという趣旨です。ただ、意味合いが変わる可能性もありますので、「性別」に置き換えたということをお伝えさせていただいたものです。

大橋委員

三重県の文書で「ジェンダー」は使っていないのでしょうか。例えば、男女共同参画などの分野ではどうでしょうかね。

加藤委員

三重県の条例や施策で「ジェンダー」というのは使ってないでしょうか。

磯崎委員

調査会の報告書ですから、我々で決めればよいことだと思いますが。

谷口委員

あるいは、包括的に「多様な住民の属性」と言い換えるということもあるでしょうか。

金井座長

それも属性の中身が分からなくなってしまうですね。「性別」とあるところは「ジェンダー」としましょうか。

岩崎委員

それでは、ほかの点で良いですか。ここでは「議会の代表性をどのように考えるか」が論点になっていますよね。そうすると、県議会は県民にとって本当に身近な議会であるのかどうかということを意見として出しておきたいです。なぜかといいますと、県議会と町村議会の無投票率が高いという状況がありますよね。そうすると、議会の代表性の在り方の前に、本当に議会の代表性はしっかりと確保できているのか、県議会は県民にとって身近な議会になっているのかどうか、ということが重要になるのではないのでしょうか。市町村議会は身近な議会だと思うのですが、県議会は身近な議会になっていないのではないのでしょうか。その表れが、無投票当選が多いことに出ているのかなと思います。代表制のそもそも論を書いておく必要があるのではないのでしょうか。

金井座長

「○」として、県議会は住民に身近な代表となっているのか、ということを書くということですね。それが無投票に表れているのではないかということでしょう。無投票に関する具体論は「3 三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について」になると思いますが。

岩崎委員

県議会の場合は、町村議会とは違って議員のなり手不足ではなくて違う問題があると思いますが、しかし無投票率が高いことは歴然としてるので、それは論点として出しておき

たいです。そして、なぜそのようになったかというところ、同じような属性の議員ばかりで、多元的でないというところにつながるのかなと思います。そもそも論、一般論から入って、現実はこちらだねと言った方が分かりやすいという気がします。

金井座長

論点4の最初の「○」の前にもう1つ「○」を作って、県議会は住民に身近な議会となっているのかということを書きましょう。

高橋委員

おっしゃったように無投票当選はたしかに多いですが、それは、なり手不足だからという認識ではないと思います。そこは町村議会とは異なりますよね。

岩崎委員

そうですね。ですから、なり手不足の話はせずに、もっとフラットに議論ができると思います。なぜ、なり手不足でもないのに無投票が起こるのかということ、自分たちの議会という感覚があまりないから投票にも行かないということではないでしょうか。

高橋委員

1人区の問題もあって、それをどうするかということもありますね。

金井座長

それは今後の議論として、11ページの3のところ少し書いてあります。定数の話だけではなくて、県議会は本当に身近な代表になっているのかということ、これを問い直していかないといけないということでしょう。

高橋委員

非常に大きなテーマなので、回答を書くとなると、なかなか難しいところもありますね。

岩崎委員

県議会は本当に身近な代表になっているのか、という問題提起のような形で出すことはできるのではないのでしょうか。そして、無投票という実態もあり、あまり身近な議会になっていないのではないのか、というところで留めるのではないのでしょうか。そういう状態の中でどうすれば良いのかという具体論は、それは後半の議論でしょうか。

金井座長

そうですね。具体論は次回以降の議論として、今は議論の前提として一般論を出しておくということでしょう。

谷口委員

ここの論点においても、議会の代表性は基本的にはこう考えられてるという根本的な基本的な部分を整理して、そのうえで、人口減少の状況において特に考えなければいけない部分があるという整理をしてはどうでしょうか。最初に、変わらないもの、こうあるべきものということがあって、その後で、深掘りしないといけない論点があるという整理であれば分かりやすいのではないのでしょうか。

岩崎委員がおっしゃるように、実態論としての課題をどこに書くかという問題はありますが、現状の県議会議員選挙の在り方としては、多元性が失われている、地域によっては無投票当選があるということ、低投票率であるということが課題ではないでしょうか。

そもそも論として代表性はどうあるべきかという議論と、課題をどう考えているかということが整理されていけばありがたいなと思います。無投票や低投票率の問題は資料の3に出っていますが、イントロダクションとして、少し触れておいてはどうかと思います。

金井座長

低投票率、もっと言えば関心度が低いとか、信頼性が低いという世論調査があれば良いのですが、実態として県民の期待に込んでいるのかどうかということですね。

加藤委員

ここでは、「議会の代表性をどのように考えるか」とありますが、要は、議会の代表性の実質化をどうするかということだと思います。普通に考えれば、選挙をしなければ民主的正統性を持った代表は成立しませんよね。無投票は、公選法の規定上他に誰も立候補しないから当選したというだけのことですから、無投票で選ばれた方が民主的正統性を持った代表だとは言えないわけです。だから、選挙が重要であるということを書いた方が良いと思います。

金井座長

代表たるものは、選挙の競争を経ているということで正統性を有するということですね。

加藤委員

何を代表するかはともかくとして、無投票当選ですと、あなたは民意を代表しているのだということが言えなくなってしまう。きちんとした代表を作りましょうというならば、少なくとも選挙を経てということが普通は念頭にあるはずですが、そうでない状況がある。

金井座長

代表たるものしっかりとした選挙を経る必要があるという、大原則を言うということでしょう。

加藤委員

要は、典型的なデモクラシー論です。

金井座長

ただ、代表制論には難しいところもあって、代表制は民主主義ではないという論もありますからね。

加藤委員

民主主義というのは、イギリスやヨーロッパでは悪い言葉として使われていましたからね。民主主義ではなくて議会政治だと言われてきたわけです。

金井座長

ただ、そこまで難しいところまで書かなくても、選挙でしっかりとした競争を経ている者が代表といえるのかという、常識論で考えていきましょう。

岩崎委員

代表といえるのか、とするとネガティブな感じがしますので、議会は選挙で選出された人たちがメンバーであって、そういう民主的正統性を持った機関であるということを出していけばいいのではないのでしょうか。

金井座長

競争的な選挙ということですね。

加藤委員

何人かの中で1番目、2番目に政策の支持を受けた人が当選するというのが本来であって、他にだれもいないので手を挙げた人が当選しますというのでは違うでしょうということでしょう。

金井座長

こういったことを書いていきましょう。他はよろしいでしょうか。

岩崎委員

言葉の使い方ですが、8ページでは「年代」とあって、9ページでは「年齢階層」とありますので、合わせたほうが良いと思います。同じセクションですので、同じ言葉を使ったほうが良いでしょう。

金井座長

どうでしょうか。

谷口委員

「年齢」というようにフラットに書いた方が包括的ではないでしょうか。

金井座長

その辺りも修正していきましょう。

磯崎委員

形式的なところですが、9ページの「経済的実態」と「文化的実態」は「社会的実態」に統合しても良いのではないのでしょうか。書いてある中身で、「職業」は「社会的」ではないのか、「出身地」は「文化的」なのかという議論はせずに、「社会的実態」として様々なものがあるというように統合してはどうでしょうか。

金井座長

統合しましょう。

谷口委員

「学歴」とありますが、そこまで書いていいのでしょうか。「学歴」によって異なると言い切ってしまうてよいのかどうか。

金井座長

異なる実態があるというより、異なる実態があり得るということでしょう。これは社会学や政治学の研究テーマで、フラットに見える選挙制度の結果、実は特定の偏りがあるということを実証するのが、実証政治学の大きな役割ですね。

高橋委員

8ページの「○」に書いてある「経済的」、「文化的」という言葉も無くしてしまうということですね。

金井座長

そうですね、「社会的」に全部統合しましょう。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、5ページに戻って「地域代表」についてご協議願います。

原田委員

参照条文に公選法を載せていないのはなぜでしょうか。

金井座長

公選法15条を載せておいた方が読者は読みやすいでしょうから、載せましょう。

加藤委員

参照条文の関係で、三重県議会基本条例4条1項を載せてはどうでしょうか。「議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする」とあります。自らの選挙区のことだけでなく、県政全体のことを見ないといけないということが議会基本条例に書いてありますので、載せてはどうでしょうか。

金井座長

議会基本条例も参照した方がいいですね。

加藤委員

議会基本条例で「二元代表制」という言葉を使っているのですね。

金井座長

そうですね。三重県はむしろ「二元代表制」の旗頭ですね。

加藤委員

そうすると「二元代表制」というのは使用を避けなければならない言葉というわけでもないですね。

高橋委員

5 ページで「法的側面」と「制度的側面」とを分けていますが、「制度的側面」にも地方自治法 80 条のことが書かれていて、「法的側面」のようなことが書いてある気がします。その区分を整理してはどうでしょうか。条文に基づくものを「法的側面」として、それ以外の運用を「制度的側面」とするのでしょうか。

金井座長

ここの「制度的側面」というのは、「選挙区」のことを書いているのですよね。「選挙区」という制度が採られていることの意味は何なのかということが書かれている。「法的側面」は法制度と最高裁判例のことを書いてあるという整理でしょう。

岩崎委員

分けて書く必要はありますか。

金井座長

「選挙区」という制度を採ることによって生じることと、そうではないことがあります。より大きな制度の中の一つとして「選挙区」が採られている場合に、「制度的側面」に書いてあるような話が出てくるのでしょ。

岩崎委員

一番上の「○」に「県議会議員は地域代表であるべきなのかどうか」とありますが、「あるべき」というのは違和感があります。「地域代表なのかどうか、地域代表として機能しているのかどうか」という方がよりニュートラルな感じがします。「あるべきなのか」と最初に出されると、誘導しているように感じられますが、いかがでしょうか。

金井座長

もちろん、「あるべきではない」という結論もあり得ると思いますが。

岩崎委員

「地域代表なのかどうか」の方がまっすぐな書き方ではないでしょうか。

金井座長

実態の話とあるべき論とは別だと思っています。

加藤委員

要は、県議会議員は誰を代表しているのかということですね。そのときに、県民全体を代表しているという言い方もあるかもしれませんが、自分が選ばれている選挙区の代表だという言い方もある。そして、そうしたことについて、実定法の根拠は何もない、何も書いていないということでしょう。これは国会議員に対する憲法規定とは全然違うわけです。その場合、地方議会議員が選挙区の「地域代表」の意味しか持っていないのか、という議論が、そもそも論としてあるわけです。

金井座長

法的には「地域代表」であるとは一言も書いていない。ただ、実態として地域住民を代表していますというふうに、政治家は思っているかもしれない。

岩崎委員

それは「選挙区」という制度が影響しているのでしょう。

金井座長

そうかもしれないし、そうではないかもしれない。つまり、市町村レベルで全市一区でも、本人の意思として地区を代表しているということはある得ます。「選挙区制度」と「地域代表」が本当に密接不可分なのかということと必ずしもそうとは言えない。しかし、解職制度の場面では、選挙区民によって解職されることがはっきりしていますね。

加藤委員

やはり、最高裁の判例でも地域代表的な要素というのが前提にある。

金井座長

最高裁判例も参考に載せておいた方が良いでしょうね。事務局分かりますか。

加藤委員

昭和 59 年判決ではないでしょうか。

金井座長

事務局でまた確認しておいてください。「地域代表」については、実態として「こうである」ということと、「べき論」として「地域代表」でいいのかどうかということを含めて、「あるべきなのか」と書いているということです。

加藤委員

「地域代表」だと言ってしまうと、それだけなのかという話になってしまいます。何を代表しているのかといったときに、法制度的枠組みからみると、地域代表的な側面もあるし、全県民代表的な側面もあるということでしょう。

金井座長

県議会議員を「地域代表」という観点から検討するとどうなるのか、ということでしょうか。

加藤委員

法的枠組みのことを書いて、そして、今まではそこからどういう読み取り方をしてきたのかということでしょう。そうしないと選挙区制についての説明がつかないと思います。つまり、なぜ全県一区制を採らずに選挙区制を採っていて、一票の較差があることが問題だとされていることの説明がつかなくなくなります。そうすると、やはり地域代表的な要素というものが無いとは言えない、ということになるのではないのでしょうか。

金井座長

もともと府県制の初期の時代においては複選制だったわけですよ。県民という概念がなく、県の住民のなかの公民から直接選挙されるのではなく、郡と市からの複選制で、まさに郡と市を代表するという形でした。それが、ある段階から郡市という区域による選挙区制になり、県民という概念が発生して、かつ直接選挙されるようになった。本当はそこでロジックが変わっているはずなのですが、郡市による選挙区制度がずっと維持されてい

たということもあって、あたかも郡と市の地域代表かのような運用が実態としてあった。ですので、本当は府県制の話を紐解かないといけないのですが、そこまでは間に合わないですね。

ほかはいかがでしょうか。

磯崎委員

加藤委員がご指摘された基本条例における規定というのは大事だと思います。先ほど参考条文として書くということでしたが、委員のコメントとしても本文の中に入れておいてもいいかもしれません。議会基本条例4条で、「議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする」とあります。これをどう読むかですが、「地域の課題のみならず」ということを逆にいえば、「地域の課題」も否定はしていないということだと思います。そういう意味で、「地域代表」と「全体代表」とのバランスを取るよう求めている規定とも読めるのではないかと思います。

ですから、私が発言したということで入れてもらったらいいと思いますが、「議会基本条例第4条を見ると、「地域の課題のみならず」とあることから、地域代表たる要素と、全体の代表たる要素の均衡を図ろうとしているのではないか」ということを書いてはどうでしょうか。議会基本条例はまさにこういう時の基本になるものですので、法的側面なのか制度的側面になるのか分かりませんが、入れてほしいと思います。

金井座長

書いておきましょう。

また、前文では「三重県民の代表として選ばれている議員と知事は」という書き方がされていますね。これはどちらかというと、全体代表といいますか、県民代表に近いニュアンスですね。知事に対抗するためにそうせざるを得ないのでしょうか。いずれにせよ、議会基本条例のことは書きましょう。

谷口委員

この部分は、「地域代表」に関する調査会の多様な見方が出ているので良いなと思っています。また、ここは今後の議論に向けて大事になってきますよね。「地域代表」という側面があることを重んじれば、ある種、南部地域の定数を確保するという根拠を与え得るものになります。大事な部分ですので、様々な意見があるということをしっかりと書くことが大切だと思います。

そして、今委員がおっしゃったように、県議会議員は、「地域代表」なのか「県代表」なのか、あるいは「人の代表」なのかという様々な議論があるということが前提となりますが、実は、その考え方のズレが大事なのではないかと思っています。県議会議員は、個別最適と全体最適の両方を考えないといけない、個別を見つつも全体の状況を見る、自分の地域のことだけを言わないはずということがビルトインされているということもあると思います。多様な考え方があって、解釈にズレがあったとしても良いと思っておりまして、どちらの側面も考えるのが県議会議員の役割であるという考えに同意するものです。

金井座長

6ページの最後の矢印に関係するのですが、「地域代表」と言えば言うほど、言っている人が構造的少数派になるおそれがあります。「地域代表」と言えば言うほど、「地域代表」と言ってる人の意見が通らなくなる構造がある。

磯崎委員

多数決原理を前提にすればということでしょうか。

金井座長

そうですね。つまり、みんなが「地域代表」と言ってしまうと、多数地域の「地域代表」ということもありますので、南部地域の定数をそれだけ確保しても、かえって南部地域の意見が通らないという構造的少数の議論があります。やはり多様性の話とは別に、構造的少数に対する配慮といいますか、自由主義的な観点が必要だと思います。

加藤委員

そうですね。ですから、全県民の利益を考えてあなた方は行動してくださいという、その要素はどうしても外せないと思うのですよね。

金井座長

全県民ということと同時に、少数派にも配慮しなければいけないということです。

高橋委員

質問ですが、6ページで「区域」という言葉を使っていますが、例えば2つ目の矢印で、「選挙区という一定の地域（区域）」と書いていますよね。それと、3つ目の矢印にある「区域」は、同じ概念ということよろしいですか。

金井座長

そうだと思います。「地域」または「区域」のどちらで見るかという話で、より詳しくは、実は「区域」なのか「地域」なのかということは、本当は分節して考えるべきではないのかということです。ただ、今のところ選挙区は「地域」のような「区域」のような形ということになっているので、こういう書き方になっているのだと思います。

高橋委員

これ以上の定義付け、意味付けはしないということでしょうか。

金井座長

2つ目の矢印は「地域」と「区域」が分節されていないという言説で、3つ目の矢印はそれらを分節化したときの言説です。つまり、渾然一体として使っている人と区別して使う人がいて、岩崎委員の説では、選挙区は地域ではなく区域だということでしょう。ですが、一般的には、ぼやっとした地域代表のようなイメージであるのでしょうか。いろいろな解釈があり得て、ただの「区域」だから「地域代表」はあり得ないという可能性もありますし、「区域」だけではなくて「地域」の側面もあるという考え方もあり得ます。

谷口委員

選挙区を決めるときに「地域」を考慮したりしますからね。

金井座長

その「地域」の意味がまた難しいのですが。やはり何か社会的実態があるということが前提で、空間のメッシュ割りのように、機械的に割り当てているということではないのでしょうか。

高橋委員

その「社会的」といった言葉を使って説明はしないのでしょうか。

金井座長

使ってもいいと思います。社会的、地理的なまとまりを前提にして、単に機械的に決めてるわけではないということです。

高橋委員

いずれにしても、読み手の立場になったときに、「地域」と「区域」の概念が読み取りにくいのではないかと感じました。

金井座長

「区域」は本当に単に機械的に形式的に割り当てられた、人口を基にした「区域」にすぎないという考え方や、文化や歴史的な背景を有する一定のまとまりである「地域」という考え方が、実際には混然一体となっているのでしょうか。後者の考え方だけだとすると、全県代表という話だけではないでしょうかということになるのでしょうか。

大橋委員

確認ですが、論点の2を「県議会の役割をどのように考えるか」に変えますよね。そのときに、論点1には人口減少のことしか書いていないので、全体としての人口減少と地域間の格差の問題があるということに触れた部分がなくなってしまうのではないのでしょうか。論点1で、人口減少の問題には、全体として人口が減少するという問題だけではなく、地域間格差の問題もあるということを前提にして考えるべきではないかということを入れておいた方がいいと思います。

金井座長

そのようにしたいと思います。4ページの人口グラフも論点1に移そうと思います。それでは、10ページ目まではよろしいですか。

それでは次は、3の「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方」です。これは後半の議論への頭出しになります。公選法の規定は、この前に参考資料として挙げることにしていますから、ここでは出さなくてよいでしょう。

谷口委員

この3の部分も報告書に含まれるのでしょうか。

金井座長

そうですね。今後こういったことも議論しますよということです。

磯崎委員

今は簡潔なまとめ方をしていますので、これでいいと思います。

そして、(1) ③に公選法 15 条 8 項のことも入っているのでいいと思うのですが、この 15 条 8 項の立法趣旨、解釈も押さえてはどうかと思います。それは次回以降で良いと思いますが、何を入れるか判断に迷うところもあるかと思いますが、逐条解説がございませう。「逐条解説 公職選挙法 上 安田・荒川編著」として、ぎょうせいから出ています。その 132 ページですが、昭和 44 年にこのただし書きを設けたのはどういう趣旨なのか書いてあります。「それぞれの住民の数と地方公共団体の行政需要とが、必ずしも対応する形とならない事例が相当程度生じてきた。特に都道府県の場合は…」というようなことが書いてありますので、今後この調査会に配付していただいたほうが良いと思います。

金井座長

後半の議論の際には、その資料が必要ですよ。

加藤委員

今後の取扱いについてお伺いしたいのですが、今日の議論を踏まえて修正した案を作成して、その後もう 1 回メールか何かで委員が確認する機会はあるのでしょうか。

金井座長

その予定です。

それでは、もし 3 の部分がこれでよろしければ、今日の議論を踏まえて、修正箇所をある程度事務局に確認していただいた方が良いと思うのですが、よろしいですか。

事務局（袖岡政策法務監）

主な修正箇所について確認いたします。まず「はじめに」ですが、委員名簿と開催経過の参考資料を付けること。また、最初の段落の「令和元年 6 月に設置」とあるところは日付まで入れること、最後の段落の「策定することは困難であることから」の表現を変更すること、「本資料」を「本中間報告」に修正すること。

金井座長

日付は全部のところに入れたほうが良いでしょう。

事務局（袖岡政策法務監）

次に論点 1 については、タイトルを「県の役割をどのように考えるか」に修正すること。3 ページにある「○」と 4 ページの「○」は、「県議会の在り方をどのように考えるか」

という新論点2として整理すること。そのうえで、人口の地域間格差が生じているということについては、人口グラフも含めて、論点1として整理すること。また、現在の「矢印」は「・」に変更すること。2ページの新たな「・」として、南部地域においては産業振興等について県の役割が大きくなるのではないかとということを加えること。

次に、現在の論点3と論点4の順番を入れ替えるということ。また、現在の論点3の参考として、公選法や議会基本条例条文、最高裁判例について載せること。また、現在の論点4の「性別」は「ジェンダー」とすること。「年代」や「年齢階層」は「年齢」とすること。「経済的」、「文化的」として書いていることは「社会的な実態」として統合すること。

そのほかの細かな部分については座長と相談させていただきます。

金井座長

論点1は、まず全体としての人口減少のこと、それから地域間での人口の減少の仕方が違うということ、そしてそれを踏まえて、県と市町の役割が変わること、県執行部と県議会の関係が変わることの4つがあるということでした。

それから、論点2については、議会のそもそも論として時代を通底して変わらないものと、時代の変化によって変わっていくもの、さらには、時代を通じて変わらないために変えなければならないものについて、補足で必要かなと思います。その辺りのまとめ方を事務局で考えていただければと思います。

それから「一票の較差」については「格差」ではなく「較差」で書いて、「地域間格差」は、現状のランクの「格差」として書くということ。

それから5ページは、最高裁判例と議会基本条例を参考として載せておくということ。

それから、8ページは、これは岩崎先生おっしゃったように、最初の「○」として、県議会は身近なデモクラシーを担う代表となっているかどうか、そのためには、競争がある選挙を経なければならないのではないかとということを書くということ。

こういったところだと思いましたが、また漏れているものがあれば皆さんからご指摘いただければと思います。よろしいですか。

磯崎委員

確認ですが、前回の会議で配付のあったA3の資料（第4回調査会の参考資料1）は、委員意見の整理ということで便利であったと思います。今回はこの中間報告案が作成されましたので、今日の議論を踏まえてA3の資料を作り直すということはないのでしょうか。

金井座長

その時間的余裕はないでしょうね。

磯崎委員

分かりました。

金井座長

A3の資料は、検討の経過上の資料ということです。ただ、最終的にはそういった資料があった方が分かりやすいでしょうね。

磯崎委員

そうですね。資料の見せ方として分かりやすいものだと思いますので、意見として言わせていただきました。

金井座長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、今確認したような修正点を中心として、この後の加筆・修正に伴う細かな表現や字句の修正について座長の方にご一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

金井座長

ありがとうございます。一度皆さまにご確認いただいてご意見をもらえたらとは思いますが、その意見に対する修正も含めて座長に一任させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最終的にそれが確定しましたら、事務局を通して皆さんに共有いたします。まず修正した案を委員に共有した上で確定して、それを最終的に三重県議会に報告するとともに、皆さんにも共有するということになると思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

最後に「その他」として、次回の日程ですが、4月20日月曜日の14時、東京都内ということで、予定を確保いただければと思います。正式には後日通知いたしますが、ご予定いただければと思います。

加藤委員

今の時期は大学が変則的な休みの時期でしたので、今日はこういう日時で集まることができたのですが、4月以降には通年の講義などが始まると思います。何となく、これまで

月曜日で調整が付くことが多かったように思いますが、基本的な開催予定日は月曜日ということ定まったと思ってよいのでしょうか。

金井座長

4月20日の午後に調整が付いたということは、月曜の午後は皆さん授業がないということなのでしょうかね。

磯崎委員

授業はないのですが、2週に1回は別の会議が入ることがあります。

金井座長

5月以降の調整はどうなっていますか。

事務局（袖岡政策法務監）

現在、4月、5月、6月の3回分の日程調整をしまして、5月と6月の日程については、現在調整中です。できるだけ多くの委員の方にお集まりいただける日程で調整しているところです。

金井座長

皆さんの日程も確保しやすいと思いますので、早急に調整いただけますか。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

次回の調査会では、公選法や定数と選挙区の議論に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。次回の会議ですが、日程が限られているので、次回の会議までの間に皆さんに対して事前に選挙区や定数に関する意見を照会させていただけないかと思っています。三重県議会でもこれまで議論されてきた課題や今回の中間報告（論点整理）を踏まえて、ご意見いただければなと思います。会議の回数が限られていますので、次回の会議では、その意見を整理してご協議いただく方が良いかなと思いますが、いかがでしょうか。

磯崎委員

その方が効率的な議論ができると思います。

金井座長

ありがとうございます。今まで三重県議会では、1票の較差、総定数、選挙区の見直し、

1人区、逆転現象区、適正の定数の基準、地域間格差、定数増と、このようなテクニカルな課題について議論されてきたということですが、それも踏まえて、皆さんから選挙区と定数に関するご意見いただければと思いますがよろしいですか。

(異議なし)

金井座長

ありがとうございます。まず中間報告(論点整理)の確定を終えてからにはなりますが、次回の会議までの間に事務局から照会させていただきますので、よろしくをお願いします。

本日も協議いただく事項は以上となりますが、何か皆さんからございますか。よろしいですか。それでは、以上で第5回の調査会を終了します。